

I 福祉のまちづくり 条例について

1 条例の概要

【前文】

条例の理念を明らかにし、制定の決意を宣言

【定義】（第1章）

まちづくり施設	多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場	(第1条)
事業者	まちづくり施設の設置者又は管理者	

【各主体の責務】（第1章）

府の責務	福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施	(第2条)
市町村の責務	地域の実情に即した福祉のまちづくりに関する施策を実施	(第3条)
事業者の責務	- 自ら設置又は管理するまちづくり施設を、全ての人が安全かつ快適に利用できるようにする。 - 府や市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力	(第4条)
府民の責務	福祉のまちづくりについての理解を深め、共に生き、共に支え合う社会連帯の心を持って、その推進に協力	(第5条)

【福祉のまちづくりに関する施策の推進】（第2章）

基本方針	- 全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う意識の高揚 - 全ての府民が安心して快適に暮らせる社会生活の場の整備 - 全ての府民が自らの意思で自由に移動できる条件の整備	(第6条)
府の施策	- 広報及び情報の提供 - 学習機会の充実 - 人材の育成 - まちづくり施設の着実な整備の促進 - 歴史的文化財に全ての人が共に接することのできるような環境整備の促進 - 調査及び研究 - 市町村、事業者及び府民と密接に連携して推進体制を整備 - 必要な財政上の措置を講じるよう努める。	(第7条) (第8条) (第8条の2) (第9条) (第10条) (第11条) (第12条) (第13条)

【まちづくり施設の整備】（第3章）

努力義務	事業者は、次のことに努めなければならない。 - まちづくり施設の整備基準への適合 - 一定の用途、規模のまちづくり施設の整備誘導基準への適合 〔※ 整備基準及び整備誘導基準の具体的な内容、小規模な施設等に対する配慮については、規則で規定〕	(第14条)
維持保全等	- 事業者は、整備基準に適合させた部分の機能維持に努めなければならない。 - 事業者は、整備基準に適合させるまでの間、全ての人が安全に利用できるよう配慮しなければならない。 - 何人も、利用を妨げる行為をしてはならない。	(第15条)
適合証	知事は、整備基準に適合するまちづくり施設に対して、請求に基づき整備基準適合証を交付	(第16条)

【特定まちづくり施設の整備】（第4章）

特定まちづくり施設	まちづくり施設のうち、全ての人が社会生活を営む上でより重要と認められる施設	(第 17 条) (別表第2)
設置時の義務	・事業者は、特定まちづくり施設を設置しようとするときは、整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況等のやむを得ない事由により、当該整備基準に適合させることが困難である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。 ・ただし書の規定の適用を受けた事業者は、当該特定まちづくり施設を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮しなければならない。 ・事業者は、工事着手前にその計画を知事に協議し（計画変更時も同様）しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ①第6章の規定の適用を受ける建築又は用途の変更を行う建築物に該当する特定まちづくり施設の、当該工事に係る建築又は用途の変更について、建築確認等^{*1}を要する場合（旅客施設を除く） ②応急仮設建築物等^{*2}の設置の工事を行う場合 ・事業者は、前項の協議に係る設置又は応急仮設建築物等の設置の工事が完了時にその旨を届け出なければならない。	(第 18 条) (第 19 条)
実効性の確保	・必要な報告の要求、職員による立入調査 ・事業者が協議を行わずに工事に着手したとき（応急仮設建築物等の場合を除く。）又は協議の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告 ・正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表	(第 20 条) (第 21 条) (第 22 条)
既存施設	・事業者は、整備状況の自主的な調査、把握に努める。 ・知事は、必要に応じ調査報告を求め、必要な要請又は助言を実施	(第 23 条)
国等の特例	国、市町村又は規則で定める者は、事前に計画について通知。応急仮設建築物等の場合、通知は必要ないが、工事完了時の届け出は必要。	(第 24 条)

※1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する特定まちづくり施設

※2 建築基準法第85条第1項本文の規定の適用を受ける修繕若しくは建築を行う建築物、同条第2項本文の規定の適用を受ける建築を行う建築物又は同法第87条の3第1項本文の規定の適用を受ける用途の変更を行う建築物に該当する特定まちづくり施設

【バリアフリー法※に基づく制限の付加】（第6章） ※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

用途の追加	特別特定建築物に追加する特定建築物を規定	(第 61 条)
規模の引き下げ	建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない建築の規模を引き下げ	(第 62 条)
基準の付加	建築物移動等円滑化基準に付加する事項を規定	(第 63 条 ～第 72 条)
制限の緩和	・ 基準によることなく円滑に利用できると認めるとき ・ 建築物又は敷地の状況、利用の目的上やむを得ないと認めるとき	(第 73 条)

【車両等及び住宅の整備】（第7章）

車両等	所有者又は管理者は、全ての人が安全かつ快適に利用できるよう環境整備に努めなければならない。	(第74条)
個人住宅	• 全ての府民は、居住する住宅について、安心して快適に暮らせるような環境づくりに心がける。 • 住宅供給事業者は、安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅の供給に努めなければならない。	(第75条)

【適用除外】（第8章）

適用除外	「市町村がまちづくり施設（前号に掲げるまちづくり施設を除く。）の整備に関する条例を制定した場合において、当該条例の規定で、第4章又は第6章の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用されるまちづくり施設」の整備については、「当該条例の規定に相当する規則で定める規定」は適用しない。 〔※ 具体的には、規則で定めるところにより、京都市域の建築物については、府条例の第4章及び第6章の規定は適用されず、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の規定によることになる。〕	(第76条(2))
------	--	-----------

2 特定まちづくり施設一覧

用 途			規 模 ※1	
			うち、バリアフリー法に基づく制限付加部分(条例第6章)の規定の適用対象となる建築の規模	
1 建築物	(1) 学校	公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
	(2) 病院又は診療所		全て	1,000㎡以上
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場		全て	1,000㎡以上
	(4) 集会場又は公会堂		全て	1,000㎡以上
	(5) 展示場		全て	1,000㎡以上
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	卸売市場	全て	－
		コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(7) ホテル又は旅館		全て	1,000㎡以上
	(8) 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	2,000㎡以上	3,000㎡以上※2
	(9) 共同住宅、寄宿舍又は下宿		2,000㎡以上又は50戸以上	3,000㎡以上※2
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	2,000㎡以上※2
	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		全て	1,000㎡以上
	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供するものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供するものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	全て	2,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	－
	(13) 博物館、美術館又は図書館		全て	1,000㎡以上
	(14) 公衆浴場		全て	1,000㎡以上
	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものの	飲食店	200㎡以上	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	－

1 建築物	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	200㎡以上	1,000㎡以上
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾	500㎡以上	2,000㎡以上※2
		上記以外のもの	500㎡以上	—
	(18) 工場		3,000㎡以上	—
	(19) バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て	1,000㎡以上
		上記以外のもの	全て	
	(20) 自動車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供するもの	50台以上	2,000㎡以上
		上記以外のもの	50台以上	—
	(21) 公衆便所		全て	50㎡以上
	(22) 公共用歩廊		全て	2,000㎡以上
	(23) 火葬場		全て	
	(24) 神社、寺院又は教会		500㎡以上	
	(25) 消防法第8条の2第1項に規定する地下街		全て	
2 道路	道路法第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）		全て	
3 公園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園		全て	
	(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）		全て	
4 駐車場	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものと及び1の項の(20)の施設、2の項の道路又は3の項の(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）		50台以上	

※1 床面積の合計を言い、増築、改築、用途変更、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積の合計を言います（条例第6章の適用については、大規模の修繕又は大規模の模様替え場合は除かれます）。

＜複合用途の場合＞

- ① 1の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)及び(14)から(16)までに掲げる用途が複合する建築物の場合は、全体の規模が1,000㎡以上であれば、単独では上表「規模」の欄の左欄に掲げる規模に満たない用途の部分も特定まちづくり施設に含まれます。
- ② 上表「規模」の欄の右欄に掲げる規模に満たない特別特定建築物の建築であっても、同一敷地内に建築をする他の特別特定建築物の床面積との合計が2,000㎡以上の場合は、条例第6章の適用対象となります。ただし、(8)事務所（官公署を除く）、(9)共同住宅、寄宿舍又は下宿は床面積の合算の対象外となります。なお、条例第6章の適用対象建築物は、用途ごとの規模にかかわらず、小規模な施設に対する整備基準の特例（条例施行規則第3条）の対象外となります。
- ③ テナントは、同時に工事する対象用途の床面積の総合計が上表「規模」の欄に掲げる規模を満たす場合、特定まちづくり施設に該当します。
- ④ 整備誘導基準については、当該用途のみの床面積で判断されます。

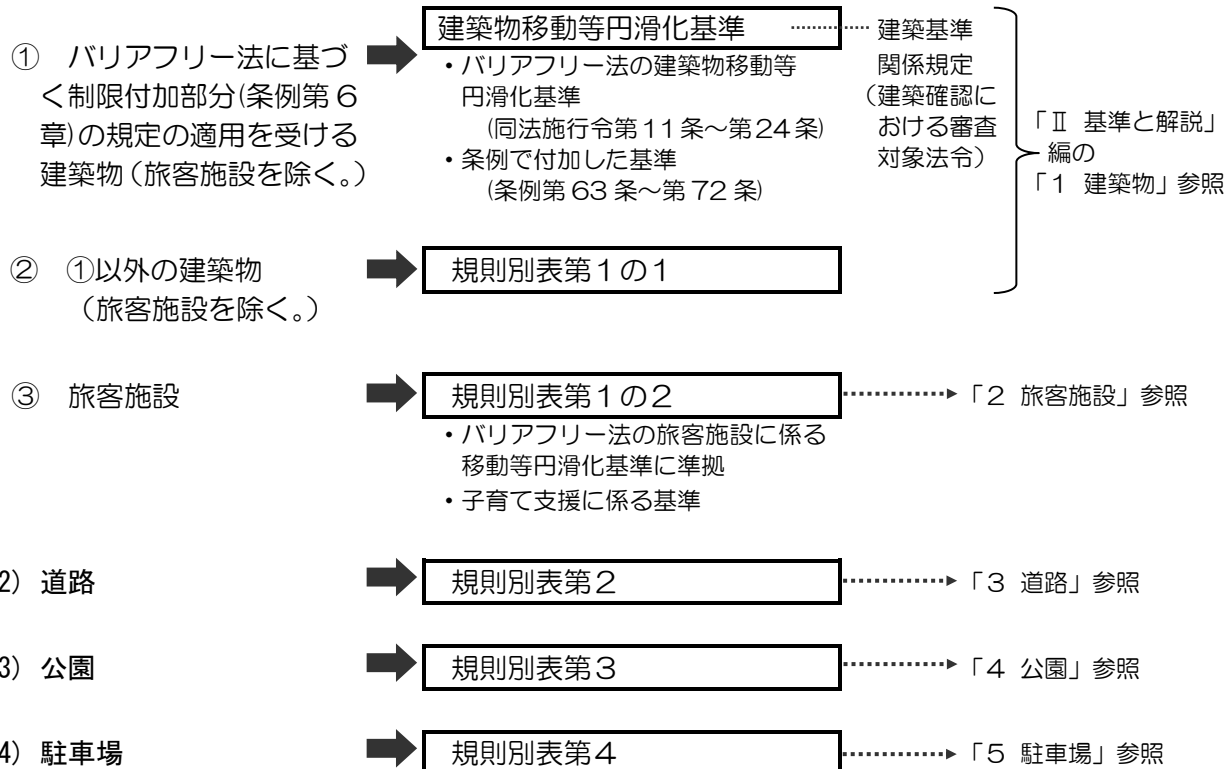
※2 条例第61条により特別特定建築物に追加した特定建築物を示します。

3 規則の概要

【整備基準】（第2条）

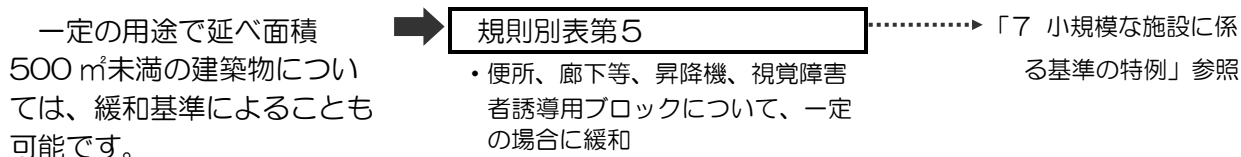
まちづくり施設の区分に応じた整備基準の適用関係は次のとおりです。

(1) 建築物



※規則別表第1から別表第4の整備基準と同等以上の効果があると知事が認める場合、当該整備基準と異なる設備、装置、機器等の整備を整備基準とする。(第2条第2項)

【小規模な施設に係る基準の特例】（第3条）



【整備誘導基準】（第4条）

